

令和6年度「別府っ子応援事業（子ども食堂への支援）」助成金交付要項

R6.10.1 1

（目 的）

本要項は、別府市社会福祉協議会（以下「市社協」という）が、別府市内の子どもたち（以下「別府っ子」という）に対し、さまざまな事情による孤食や欠食を防ぎ、地域ぐるみでのつながりを大事にする活動に取り組む団体等に対して、その経費の一部を助成するものとする。また、別府っ子が安心して過ごすことのできる居場所づくりの取り組みを広げるとともに、地域で別府っ子を見守る芽（目）を育てていくことを目的とする。

（助成対象となる団体）

この助成金の交付対象法人・団体（以下「団体等」という。）は、子ども食堂等を推進する団体等とし、次に掲げる条件を満たす団体とする。

（1）毎月1回以上開催する（している）こと。

（2）政治・宗教及び営利を目的とするものでないこと。ただし、利用者から食材等の実費相当額を徴収することができるものとする。

（助成対象となる事業）

この助成金の交付対象は、子ども食堂等の開設及び推進に係る諸事業・活動とする。

（助成対象経費）

この助成金の交付対象となる経費は、講師謝金及び旅費、消耗品費、印刷製本費、食糧費、保険料等に関する事業・活動を行うために要する経費とする。但し、スタッフ及びボランティア等の人件費（謝礼・賃金）は対象としない。

（助成金額）

助成金額は、1団体につき、2万円以内とする。

（助成対象の実施期間）

翌年度2月末までに完了することとする。

（助成金の申請）

助成金の交付を受けようとする団体等は、助成金に係る申請書（様式1-①, 1-②）を令和6年11月29日（金）までに提出しなければならない。

（交付の決定）

市社協は交付することが妥当と認めたとき、交付決定通知を行うこととする。但し、予算の範囲内とする。

（調 査）

市社協は必要に応じて、助成事業・活動の実施状況について調査することができる。

（助成金の支払）

助成金の支払は概算払いとし、交付請求書（様式2-①）を徴して助成金の支払いを行うこととする。

（完了報告）

助成を受けた団体等は、翌年度の3月14日までに事業完了・実績報告書（様式3-①, 3-②）及び活動時の風景や購入品写真を、市社協に提出することとする。

また、報告書等提出の際に、相当額の領収又はレシート等諸謝金及び購入したことがわかるもののコピーの提出も必要とする。

（申請・問合せ先）

（福）別府市社会福祉協議会 自立相談支援センター

別府市上田の湯町15番40 TEL：(0977) 27-8835